

関原発第310号
2022年7月13日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所4号機 加圧器スプレイ配管修繕工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年12月20日付け関原発第500号で申請（2022年7月1日付け関原発第233号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第4号機加圧器スプレイ配管修繕工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

大飯発電所第4号機

使用前検査申請書番号

関原発第500号（2021年12月20日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第233号（2022年7月1日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2022年7月1日付け関原発第233号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条の3の11第1項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年12月20日 2022年 1月27日 2022年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
--	---

(下線部は変更部分)

(変更後)

原子炉等規制法第43条の3の11第1項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年12月20日 2022年 1月27日 2022年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
--	---

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料ー1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料ー2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

2022年7月1日に提出しました、関原発第233号「大飯発電所4号機 加圧器
スプレイ配管修繕工事に係る使用前検査申請書の記載内容変更について」の一部に記
載漏れがあったため、以下について記載を追加する。

「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その
年月日」の申請日（2022年7月1日）。